

プレスリリース

平成17年5月6日  
内閣府食品安全委員会事務局

我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価の結果の  
通知について

標記の件について、別紙のとおり、厚生労働大臣及び農林水産大臣に通知しましたの  
でお知らせします。

※ なお、別添評価結果本体は、当委員会のホームページに掲載する予定ですので、添  
付を省略させていただきます。

【本件連絡先】

内閣府食品安全委員会事務局  
評価課 梅田、菊池  
電話：03-5251-9163又は9166





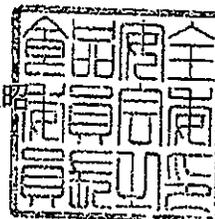
府食第459号  
平成17年5月6日

厚生労働大臣

尾辻 秀久 殿

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭



食品健康影響評価の結果の通知について

平成16年10月15日付け厚生労働省発食安第1015001号をもって貴省から当委員会に対して意見を求められた我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価の結果は別添のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、本件に関して行った国民からの意見・情報の募集においては、多くの意見・情報が寄せられましたが、リスク管理にかかわるものも多くありましたので、意見・情報及びそれに対する回答をまとめたものを添付します。貴省におかれましては、今後の施策の実施に当たっては、これらの意見・情報を踏まえ、適切に対応されることを期待します。

また、貴省におかれましては、今後、この食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施に当たっては、リスク管理機関として、国内において積極的かつ十分なリスクコミュニケーションに努めるとともに、国際的にも我が国の考え方を明らかにしていくなど適切に対処していくことが重要であると考えますので、併せて申し伝えます。

府食第459号

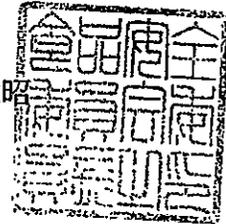
平成17年5月6日

農林水産大臣

島村 宜伸 殿

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭



食品健康影響評価の結果の通知について

平成16年10月15日付け16消安第5410号をもって貴省から当委員会に対して意見を求められた我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価の結果は別添のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、本件に関して行った国民からの意見・情報の募集においては、多くの意見・情報が寄せられましたが、リスク管理にかかわるものも多くありましたので、意見・情報及びそれに対する回答をまとめたものを添付します。貴省におかれましては、今後の施策の実施に当たっては、これらの意見・情報を踏まえ、適切に対応されることを期待します。

また、貴省におかれましては、今後、この食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施に当たっては、リスク管理機関として、国内において積極的かつ十分なリスクコミュニケーションに努めるとともに、国際的にも我が国の考え方を明らかにしていくなど適切に対処していくことが重要であると考えますので、併せて申し伝えます。

我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価  
新旧対照表

修正箇所	新 (5月6日)	旧 (3月31日)	修正理由
8頁, 下から 6行目	<u>飼料輸出国</u> における BSE 汚染の実態は不明であり、	<u>輸出国</u> における BSE 汚染の実態は不明であり、	わかりやすくするために修正した。
25頁, 5行目	1ID <sub>50</sub> (50%の確率で1頭発症する用量)は、約 <u>0.38g<sup>48)</sup></u> と推測されている。	1ID <sub>50</sub> (50%の確率で1頭発症する用量)は、約 <u>0.38g</u> と推測されている。	参考文献を明記した。
26頁, 6行目	2003年7月以後の生まれで20ヶ月齢以下の牛群に BSE 感染牛が含まれる規模は、年間多くても <u>0.4~1.7頭以下</u>	2003年7月以後の生まれで20ヶ月齢以下の牛群に BSE 感染牛が含まれる規模は、年間多くても <u>0.4~2頭以下</u>	他の記述(24頁,17行目等)と整合性を図った。
27頁, 表中、感 染率	年間 <u>0.4~1.7頭以下</u>	年間 <u>0.4~2頭以下</u>	同上
35頁, 21行目	<u>48 Lary, G. Paisley., Julie, Hostrup-Pedersen. Preventive Veterinary Medicine, 2005;68:263-275</u>		参考文献を明記した。

# 我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価審議結果(案)についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成17年3月31日～平成17年4月27日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1,250通
4. 御意見・情報の概要及びそれに対するプリオン専門調査会の回答

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	対象月齢の見直しについては、2001年10月の飼料規制から1年半以上経過した、2003年7月以降に生まれた牛が対象です。これらの牛の食肉の汚染度に関するリスクは、定性的・定量的評価において、BSE検査の有無に関わらず、「無視できる」～「非常に低い」と推定されています。また、対象とする牛からBSE検査陽性牛が検出されたとしても、異常プリオンの蓄積量は少量であり、検査の検出限界に近いと推定しています。さらに、これまで実施されたBSE検査からは、20ヵ月齢以下のBSE感染牛は確認されておりません。これらのことを勘案すると、「評価(案)」の「検査月齢の線引きがもたらすヒトに対する食品健康影響評価(リスク)は非常に低いレベルの増加にとどまる」とする結論は、現時点での科学的な知見に基づく検討結果として理解できるものです。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受け、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合の人の食品健康影響(リスク)について評価を行い、報告案を取りまとめたところです。今後、報告案は食品安全委員会での審議を経て、リスク管理官庁に対して答申されることとなります。
2	本当に牛様が成仏できるようにきれいに使わせて頂き、人の血となり、肉となる様にすべきである。牛のことを本当に考えた対応こそが牛のためであり、人間のためになると考えます。(本当は食べることができる筈の牛が食用にされずに殺されているのは、牛を無駄に殺すことになるとの立場から、全頭検査の見直しという答申案に賛成)	
3	米国産の20歳以下の牛を受け入れるといいながら国産牛は全頭検査を行うというのは畜産農家保護の貿易障害である。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省から、現時点におけるBSE対策の下で、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を求められ、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般、報告案を取りまとめたところです。その一方、リスク管理官庁は、と畜場におけるBSE検査の対象月齢の変更に伴う混乱を回避するとの観点から全頭検査を行う猶予措置を設けています。いただいた意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
4	BSE全頭検査緩和は、国際基準からの見地では妥当だと思います。国際基準に添う検査に実施すべきだと思います。/日本人が米国、又欧州に年600万人以上の方が渡航している現在、彼らが欧米規準の牛肉を食べる事は日本における全頭検査の無意味さを示している事実ではないでしょうか。	今回の報告案をまとめるに当たって、国際基準等についても考慮しています。
5	商品として流れているものの日常検査(BSEの検査)に国の金を使用することは理解しがたいことである。本来なら生産コストに付加され消費者が負担すべきものとする。検査が全て国の負担で行われるので、コスト意識を持たずに意味のない全頭検査にこだわる甘えた判断になってくるのではないのでしょうか。	プリオン専門調査会では、中立公正な立場から科学的知見に基づき食品健康影響評価(リスク評価)を行うことをその役割としており、検査費用については検討の対象としていません。なお、検査費用については、リスク管理官庁において施策の検討に際して必要に応じて考慮されるべきものであり、いただいたご意見についてはリスク管理官庁にお伝えすることにいたします。
6	全頭検査の場合推定される死者発生の割合と全頭検査に要する経費。これにたいして、20ヶ月齢以下の牛を検査対象からはずした場合の推定される死者発生の割合と検査に要する経費。(どのくらい上乗せの経費(人件費含む)をかけてどの程度死者発生の割合が減るのか。)	
7	検査することによる税金の無駄づかいはいかにがなものか？	

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
8	20ヶ月以下の牛は絶対に安全であるという保証は何もありません。	食の安全に「絶対」はなく、どんな食品であってもリスクは存在することを前提として、それを制御することによって消費者の健康を保護する手法(リスク管理手法)が有効であると考えます。食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省から、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合の食品健康影響(リスク)について評価を求められ、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般、報告案を取りまとめたところで、この報告案の中で、「BSE検査対象牛を全年齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、生体牛におけるBSEプリオンの蓄積度と食肉の汚染度を定性的に比較した結果、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定された。定量的評価により試算でも同様の推定が得られた。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対する食品健康影響(リスク)は非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。今後、食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価の結果を踏まえ、厚生労働省及び農林水産省において管理措置について検討、最終判断が行われます。
9	20ヶ月以下の牛で検出できないからそれ以下なら安全というのは科学的におかしい。	
10	「評価案」は20ヶ月齢以下の牛を全頭検査からはずしても、「人に対する食品健康影響(リスク)は、…非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」としています。低いレベルでもリスクが増加すると判断しているのですから、この評価案それ自身が、全頭検査を止めてはいけなことを示しています。	
11	全頭検査と21ヶ月齢以上の検査との比較についても、リスクは低いがあることを認めています。少しでもリスクがあるとすれば、国民の安全を考え、BSE根絶のためを考えるならば全頭検査を継続するのが当然だと思います。	
12	「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」(案)の結論部分のうち、と畜場におけるBSE検査対象月齢の見直しに関しては、2005年4月からと畜場におけるBSE検査対象牛を全年齢から、21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、全頭検査した場合との人に対する食品健康影響(リスク)の増減については、現段階において、合理的な根拠に基づく評価は行えないとすべきである。	
13	食品健康影響評価において、2005年4月からと畜場におけるBSE検査対象牛を全年齢から、21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、危険性の増加のレベルが非常に低いと判断される場合においても、かかる結論は、これまで講じられてきたさまざまなBSE対策を前提とするものである。	
14	人の生命に関わるとが分かっている、それがたとえ0.0001の確立でもあるならば、私は反対です。非常に低いとする評価であっても、人間の命に関わることなのに、それを無視するとは、私には理解できません。	
15	BSEの発症メカニズム、vCJDの感染ルートなど未解明なまま、全頭検査の後退を認めることは消費者の不安を増大させる。データ不足を補う意味でも、また科学的な知見が十分でない場合には予防的な考え方に基いて、全頭検査を続け慎重なBSE対策を続けるべきである。	
16	検査緩和を行うと、若年齢牛での検査ができずに、検査感度を改良する技術開発にも支障が出てくるのが予想されます。全頭検査の緩和は時期尚早と言わざるを得ません。	
17	最近リンタングステン酸法というのが開発され、前者(エライザ法とウェスタンブロット法)の1,000倍以上の感度で検査が可能になりました。このような方法を用いれば、現在検出できないとされている若年齢牛の感染も検査できるし、さらに感染初期に病原体が蓄積する扁桃腺や回腸を検査対象にすることもできるようになります。	
18	「リスク評価」「全頭見直し」の前に以下の事項について科学的な説明が必要である。 ・BSEプリオン感染経路とBSE発症要因 ・感染時期及び体内でのBSEプリオン遺伝子発現部位及びプリオンタンパク蓄積部位 ・BSEプリオン蓄積量と発症の関係 ・人でBSEプリオンが蓄積し、vCJDが発症するまでのメカニズム及び潜伏期間等	
19	全頭検査でこそ見つけられる若年齢の感染評価。これこそ重要視されるべきです。	
20	日本独自の全頭検査にて今後この難解な病気の解明を引き続き行うべき	
21	今後の課題はと畜した牛の脳を使った検査だけでなく、生体での検査、脳以外の危険部位の検査等、検査の精度を上げることである。	
22	全頭検査を緩和することは、判明していない感染経路の究明を封じ、正確な感染牛発生状況の把握すらできなくなることを意味します。全頭検査を実施継続することで、肉骨粉の牛飼料への禁止以降も存在する可能性のある感染経路を明らかにしていくことが食の安全の観点から必要と考えます。	

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
23	牛の全頭検査は、BSEや変異型CJ病を引き起こす異常プリオンタンパクという、未知な部分の多い病原体による感染発症メカニズムを人間の犠牲を最小限に抑えながら究明していく有効な手段です。	
24	(感染後)6~23ヶ月の間は今のところの検査法では検出できないとされています。検査方法の検出限界以下であっても病原体は確実に体内に存在しています。現在検出できないとされている期間は検出できないとあらかじめ良いのでしょうか。全頭検査の継続で食の安全のための施策に寄与する新たな知見を得る可能性が高いと思います。	
25	検査対象牛の緩和を行うことにより、若い牛での検査を行うことができず、検査精度を改良する技術開発にも支障があると考えられます。	
26	全頭検査を行った結果、17頭のBSEを発見し、21ヶ月齢の若い牛からも、BSEを発見できました。全頭検査は、今後予想される20ヶ月齢以下の(BSE)牛の発見やBSEの根絶、食物連鎖からBSEを排除する上で最も有効な方法です。	
27	若齢牛での検出の低さは現在の検査技術の未熟さ限界を示しているに過ぎず、若齢牛がBSEに感染していないという科学的合理的根拠は無い。生後直後の牛でもBSE感染を検出できるまでBSE検査技術を進歩させるためにも全頭検査を続けるべきだ。	
28	現行の検査よりも感度のいい検査方法の開発が進んでいる。現行のエライザ法より感度が100倍も高く、大量検査に対応した試作機が出来たチームまで存在し、近日中の実用化が見込まれる。また、現行のテスト方法に簡便な一手間を加えるだけで、感度が1000倍にまで高められるという、リンタングステン酸法の報告もなされている。感度が上がることでより若齢牛の感染および、感染初期牛の感染を確認することが可能となる。若齢牛の検査を廃止することで、それらの技術進歩を確認することが出来なくなり、食の安全を守るための技術革新が妨げられる。	
29	現行のSRM以外からも異常プリオン蛋白質が検出されつつある現在において、食の安全を守るには、感染牛のすべての組織を食物連鎖から排除するというWHOの勧告に従うことが筋である。それにはSRM除去よりも、検出感度を改善しての、科学的検査によるスクリーニングが何よりも必要・合理的な方法となる。検査の発展を妨げるような体制を作るべきではない。	
30	現在指定されているSRM以外の部位からも異常プリオンが検出されたという報告が次々と出てきている。検出感度が上がれば、感染牛のすべての臓器から異常プリオン蛋白質が検出されるというのが科学者のコンセンサスである、という意見がプリオン専門調査会委員から出されており、また、EUの報告でも、20ヶ月齢発症牛の場合、現行の検査方法で13ヶ月齢から検出する可能性がある、としている。	
31	BSE及びプリオン病に関しては、科学的に不明確な点が多く、利用できるデータも少ない現状です。「評価(案)」では、「基礎研究のみならずリスク評価に必要なデータを作成するための研究が推進されるべき」と記述されています。この指摘に基づいて、科学的な判断を行うために必要な、現時点でのデータの収集・蓄積やより高感度なBSE検査方法の開発等を一層推進するため、リスク評価機関とリスク管理機関の双方で、目標を定めて積極的に取り組まれることを要望します。	
32	全頭検査緩和には絶対反対です。/答申案は、牛肉の安全・安心を願う多数の国民の声に背を向けたもので、到底受け入れることはできません。/全頭検査に替わる安全対策はない。安全が確保できるよう全頭検査を求めます。/安全な牛肉が食べられるよう全頭検査の維持を強く要請致します。	と畜場における全頭検査については、昨年9月に公表した「中間とりまとめ」において、「①BSE感染牛を食物連鎖から排除すること、②我が国におけるBSE汚染の程度を把握するとともにBSE対策の有効性について検証することの2点について意義を持つものと考えられる」とされ、今回の報告案の中でも「これまでの検査により12頭のBSE陽性牛を食用から排除することができた」とされている
33	「生後20ヶ月以下の牛を全頭検査からははずす」ことに反対し、全頭検査を継続することを求めます。	

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
34	国民の食生活の安全、食肉業者の風評批判＝国民の不安から、農業を守るためにも全頭検査は必要不可欠です。	一方、同時に「現在の検査に横田限界があることは広く認識されている」ともされています。食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省からと畜場におけるBSE対策の対象牛を変更した場合等の食品健康影響評価(リスク評価)を求められ、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般、報告案を取りまとめたところでは、この報告案において、と畜場におけるBSE検査の月齢の線引きによる人への感染リスクの変化について、飼料規制、BSE検査、SRM除去、と畜解体法の改善などのリスク低減措置の実効性を総合的に評価することで推定しています。その結果、「BSE検査対象牛を全年齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、生体牛におけるBSEプリオンの蓄積度と食肉の汚染度を定性的に比較した結果、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定された。定量的評価により試算でも同様の推定が得られた。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対する食品健康影響(リスク)は非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。今後、食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価の結果を踏まえ、厚生労働省及び農林水産省において管理措置について検討、最終判断が行われます。
35	国民の牛肉への信頼を確保するためには、全頭検査の実施や、特定危険部位の完全除去と焼却、肉骨粉の飼料からの隔離など、現行検査体制の維持・強化が必要と考えます。	
36	全頭検査をしていることにより、危険部位は除去されていると信じています。	
37	牛肉に対する国民の安心感は国内での全頭検査によるものです。	
38	予防原則の立場から全頭検査の維持をお願いします。	
39	全頭検査を行ったからこそ、安全だという説明に納得してきました。例外無しで全頭検査を徹底してほしい。	
40	消費者は、安全な食べ物を食べたいのです。日本が行っている全頭検査は世界に誇れるものといえます。	
41	20ヶ月以下の牛が絶対安心であるという検証を今後誰がするのか。	
42	30ヶ月以上であろうと20ヶ月未満であろうと検査は必要と思います。人の口に入るすべての物は栄養の前に安全であることを認識しておきたい。	
43	国民の安全、安心を考えるならば国が責任を持って全頭検査を実施し、食物連鎖から排除するのが当然のことです。	
44	全頭検査によって国産牛肉に対する消費者からの信頼回復が図られている今日、国民理解を得られないまま、検査の緩和を急ぐ必要は全くない。	
45	全頭検査されている安心感から牛肉も購入できる様になりました。しかし、検査が緩和されれば、牛肉は購入しなと思います。	
46	現在日本では牛肉の全頭検査が行われているので安心して私たちも(牛肉を)食べれる状況になっています。	
47	答申案では、「月齢見直しは特定危険部位除去の監視体制の構築、ピッキング廃止など一連の対策の実効性が、確認された後に行うのが、合理的な判断である」との意見が盛り込まれていることを最重視、拙速な全頭検査の緩和については認めないよう答申案を修正すること。	
48	全頭検査は、僅かでも認められる危険性を除去するために有用であり、かかる効果から国民が安心して国産牛を食うことができていることを考慮しなければならず、と畜場におけるBSE監査対象牛を21ヶ月齢以上の牛に変更すべきではない。	
49	岩手県は畜産酪農県である。3年半前、日本で初めてBSE牛が発見された時の消費者のショックと生産現場の混乱は大変なものだった。正月に照準を合わせ、一番おいしい状態で肥育牛を出荷しようとしていた生産農家は、消費者の突然の牛肉拒否に出荷が止まり、巨大な牛の餌代だけが日々嵩んでいった。「もう首をくくしかない」と生産者の悲痛な叫びを、決して忘れることはない。そんな状況を救ったのが、全頭検査である。輸入に押されて経営が大変でも、生産農家が頑張っているのは、全頭検査によって生産者と消費者の信頼が微妙なバランスで築かれているからである。このように「全頭検査は十分に効果を上げている」と思う。	

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
50	<p>北海道内の乳用種肥育牛生産頭数は年間約102千頭あり、そのうち約50千頭が20ヵ月齢以下と見られており、仮に、3年後に20ヵ月齢以下の牛を検査対象から外すと、これらの牛はスーパー等から峻別されることが想定される。この場合、21ヵ月齢まで飼育し伸ばすことが考えられるが、コスト高となることから乳用種肥育牛よりランクの高いF1肥育へのシフトが進み、F1授精比率が高まることになり乳用種後継牛が不足する等、生態系への影響が懸念され肉牛農家・酪農家それぞれにおいて大きな問題となることから、全頭検査は必要である。</p>	<p>食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受け、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合の人の食品健康影響(リスク)について評価を行い、報告案を取りまとめたところです。当委員会は、中立公正な立場から科学的知見に基づきリスク評価を行うことをその役割としており、ご指摘の観点からの検討についてはリスク管理官庁において行われるものであり、当委員会の役割の範囲外です。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。</p>
51	<p>(全頭検査等、現行のBSE対策を継続することにより)いずれ全頭検査をしなくてもいい時代が数年後に必ずやってくると確信する。したがって、全頭検査によって国産牛肉に対する消費者からの信頼回復が図られている今日、国民の理解が得られないまま、検査の緩和を急ぐ必要性は全くない。</p>	<p>食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省から、現時点におけるBSE対策の下で、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を求められ、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般、報告案を取りまとめたところです。この報告案の中で、「BSE検査対象牛を全年齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、生体牛におけるBSEプリオンの蓄積度と食肉の汚染度を定性的に比較した結果、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定された。定量的評価により試算でも同様の推定が得られた。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対する食品健康影響(リスク)は非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。今後、食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価の結果を踏まえ、厚生労働省及び農林水産省において管理措置について検討、最終判断が行われます。なお、リスク評価の基本となる科学的知見に関して、今後、新しいデータ、技術革新等が得られた場合に評価の見直しを行う必要があるともされています。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。</p>
52	<p>特定危険部位除去をピッシングを行いながら完全に出来るかどうかはまだ疑問であるから、その方法が確立してから見直しを施行すべき。</p>	<p>今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて、現状のBSE対策において、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を行ったものです。ピッシングについては、現状において7割のと畜場で実施されていますが、「一般にピッシングによる食肉へのSRMの汚染率は無視できないが、汚染量は少ないと考えられる」とされ、20ヶ月齢以下の牛の「BSEプリオン蓄積度に関するリスクは「非常に低い」～「低い」と考えられるので、この牛群に対するピッシングのリスクは「非常に低い」～「低い」と考えられる」とされています。また、今後の課題として「食肉のBSE汚染リスクをさらに低減させるために、ピッシングの中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」と指摘しています。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。</p>

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
53	<p>19ヶ月と20ヶ月と21ヶ月に良悪の線引がどうして明確に出来るのか。/ 科学的に月齢を判断する方法の確立を行って欲しい。</p>	<p>食の安全に「絶対」はなく、どんな食品であってもリスクは存在することを前提として、それを制御することによって消費者の健康を保護する手法(リスク管理手法)が有効であると考えます。食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省から、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合の食品健康影響(リスク)について評価を求められ、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般、報告案を取りまとめたところです。この報告案の中で、「BSE検査対象牛を全年齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、生体牛におけるBSEプリオンの蓄積度と食肉の汚染度を定性的に比較した結果、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定された。定量的評価により試算でも同様の推定が得られた。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対する食品健康影響(リスク)は非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。今後、食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価の結果を踏まえ、厚生労働省及び農林水産省において管理措置について検討、最終判断が行われます。</p>
54	<p>全頭検査は、関連企業に対して、偽装・隠蔽についての心理的歯止め効果を期待できる。1頭でも感染牛が見つければ死活問題となる中で、検査を緩め、抜け道を作ることは、偽装・隠蔽が横行し国民の信頼を失っている畜産品に対して、更に国民の信用を落とし、消費を低下させ、畜産業界に大きな影響を与える可能性がある。心理学的側面からもBSE問題を検討、対策すべきである。</p>	<p>ご指摘の点については、リスク管理に関わることであり、今回の意見募集の趣旨とは異なりますが、適切なリスク管理措置が講じられるように、リスク管理機関へお伝えします。</p>
55	<p>仮答申の根拠を日本において21ヶ月齢と23ヶ月例の若年牛で予備的なBSE症例が発見されたことに置いている。しかし、これらの2症例は国際的な科学者間でいまだにBSEと確定されていないことを指摘することが重要である。BSEに関する科学的な知見を広げるためにも、これらの症例について国際的な科学的再調査の実施が望まれる。これら2例の予備的な診断を確定するために行われているマウス実験の結果について国際的な情報を共有するよう促したい。/ 1年を過ぎて未だ情報が公開されない、日本で発見された21ヶ月齢及び23ヶ月齢のBSE牛に対して行なわれているはずのマウス実験の結果について早急に公開すべきであると考えます。/ 21ヶ月齢、23ヶ月齢が確認された意味は非常に大きいので、この2頭については、もっと詳細な情報を求めるべきである。これらの症例は日本で確認されたものであり、実際の分析者にその測定方法と結果について説明を求め、海外から批判的な意見にも十分対応すべきと考えます。/ 月齢線引きを20ヶ月齢とした根拠は21ヶ月齢及び23ヶ月齢のホルスタイン去勢牛から微量の異常プリオンたん白質がウエスタンブロット法で陽性になったという事実に基づいていると思われませんが、免疫組織化学検査と病理組織検査では陰性となっており、その非定型の異常プリオンたん白質に感染性があるかについては未だ結論がでておりません。したがって、この2頭については最終結論がでるまで「判定保留」とし、同2例の感染性の有無について、マウス実験の経過報告を行うとともに結論を急ぐべきものと考えます。</p>	<p>プリオン病の診断は、異常プリオンたん白の検出に依存しています。2例の若齢牛の脳は迅速検査で陽性となり、確認検査としてのウエスタンブロット法で異常プリオンたん白が検出されたことから、BSEと結論されています。予備的診断ではありません。なお、これら2例のウエスタンブロットのバンドを異常プリオンたん白と判定したことに対しては、国際的にもプリオン研究者から異論は出ていません。マウスへの接種はプリオンの性状を解明するための増幅実験で、研究を目的としたものであり、成績が出れば当然国際学術雑誌などに発表されます。</p>

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
56	今後、引き続き行われる21ヶ月以上のすべての検査状況をみた後、BSEの発生が30ヶ月以下で確認されない場合においては、早い時期に30ヶ月齢への月齢の見直しを行うべき。/日本が検査対象の下限月齢をさらに国際的な慣例と調和すべく20ヶ月齢から30ヶ月齢に引き上げることを奨励する。	今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を行ったものです。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
57	個体ごとの食肉の安全確保のために行う「検査」と、科学的知見を得るための「研究のための調査」は、明確に区分すべきと考えます。科学的知見を集めるために必要であれば、その目的のために、体系的かつ実効性のある調査を設計すべきです。きちんと科学的に検証可能な調査体系を仕組むべきです。	日本での全頭検査はスクリーニングを目的としたものです。(このことは2001年10月9日付け厚生労働省発表「食肉処理時のBSEスクリーニング検査の対象拡大について」ではっきりと述べられています。)日本でのサーベイランスは農林水産省における死亡牛検査が主体であって、全頭検査の成績も結果的にはサーベイランスの成績として役立っています。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
58	検査の目的はあくまでもサーベイランスであってスクリーニングではないことを力説致します。 現行の延髄門部に特定した検査は、脳幹部の異常プリオンの有無を確認する検査であり、牛全体の異常プリオンを確認するものではないからであります。「より感度の高い検査方法を開発する必要がある。」としているが、現行の「延髄門部検査」の感度を高めることを指しているのであれば、(サーベイランスのための検査としては、より感度の高い検査方法の開発は)あまり意味のないことであり、多額の税金の無駄遣いとなります。	
59	独自に20ヶ月齢以下の牛も含めた全頭検査を行うことを表明している県がある。そのため検査済み牛肉と無検査牛肉の二つが出回ることになる。このようなダブルスタンダードは牛肉に対する消費者の不信を招くことにつながるのでは？	今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて、現状のBSE対策において、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を行ったものです。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
60	死亡牛検査は24ヶ月齢以上と区切らず、全頭で行うべきである。なぜなら、より若くして死亡する影には病気の可能性があり、原因がBSEの可能性の疑える。英国での20ヶ月齢での「発症」牛がいることを考えると、ミスや偽装により病原体への曝露が高い場合や、若くして感染した場合に、日本でもさらに若齢牛でBSEが検出できる可能性がある。死亡牛検査はBSEの感染の程度を把握し、感染防御・原因究明に役立てるために必要な検査である。月齢区切りなどの抜け道を作ることは、正確なBSE感染状況を把握する妨げとなる。過去に、死亡牛検査を遅らせたことで、多数の生きた牛がレンダリング処分されたという告発が出ている。偽装・隠蔽のしにくい体制を作ることが肝要であり、また、生産者への補償制度も検討されるべきである。	ご指摘の点については、リスク管理に関わることであり、今回の意見募集の趣旨とは異なりますが、適切なリスク管理措置が講じられるように、リスク管理官庁へお伝えします。なお、現在、死亡牛は月齢に関わらず、すべて処分されており、食用とはされておりません。
61	2) p.31結論の①の2行目に2005年4月から・・・とあるが、実際に4月から実施となる可能性は低いので、今後あるいは4月は書かない方がいいと思われれます。	今回の報告案は3月時点でのリスク評価であり、いつの時点から管理措置の変更を行った場合のリスクについて評価を行ったものであるかを明確にするために記述されたものです。
62	月齢に関係なく、SRMは除去すべきと考える。	今回の報告案については、厚生労働省及び農林水産省からの諮問に対して評価を行ったものですが、諮問では危険部位(SRM)の除去について、全ての牛を対象とすることに変更はありません。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
63	<p>特定危険部位除去のBSE対策は必要不可欠です。/公衆衛生保護の観点からはSRMの除去が最も重要な対策である。SRMの汚染を防ぐ適切なた畜方法は牛肉の安全確保の上で必須要素である。/月齢での線引きよりも、危険部位の除去の方が効果的だと思います。</p>	<p>ご指摘の点については、報告案において、「SRM除去は、我が国における人のvCJDリスクの低減に寄与する重要な対策である」とされ、今後、「ピッシングの中止に向けて具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」ことや、「せき髄組織の飛散防止、と畜解体方法に関する衛生標準作業手順(SSOP)の遵守については、引き続き徹底することとし、SRM管理措置の有効性について検証していくことが重要である」などとされています。</p>
64	<p>「安全の確保」の必要十分条件はSRMの完全な除去です。これの実行のため、SRM除去時の交差汚染を防ぐ施策の導入と管理の徹底をお願いしたい。</p>	
65	<p>危険部位除去方法がまだ確立・普及しておらず、危険部位が流通可能な部位とともに流通している。また、解剖学的見地に立ち、蛋白質の性質を考えると、食肉処理場において危険部位除去を「完全に」行うことは無理であることを行政は認めるべきだ。</p>	
66	<p>SRM除去を徹底すれば月齢にかかわらず食肉の流通は問題ないのではないのでしょうか。</p>	<p>昨年9月に公表した「中間とりまとめ」において、「せき髄除去工程におけるせき髄の残存、又は枝肉汚染の可能性、ピッシングによる中枢神経組織により汚染の可能性等もあり、と畜場において常にSRM除去が確実に行われていると考えるのは現実的ではないと思われる」とされ、また、「これまでの知見からSRMとされている組織以外に異常プリオンたん白質が蓄積する組織が全くないかどうかについては、SRMを指定した根拠となった感染試験における検出限界の問題やBSEの感染メカニズムが完全に解明されていないことなどの不確実性から、現時点において判断することはできない」とされており、現状においてSRM除去のみをもって食肉の安全性が確保できるとは評価していません。</p>
67	<p>中間とりまとめ案には背割り前に脊髄を吸引、除去している食肉処理場がまだまだあることが報告されている。各々の食肉処理場の解体マニュアルやSRM除去率などもそれぞれ公開されておらず、消費者としてはSRM除去だけに頼るBSE対策では安全性が確立できると判断できない。</p>	
68	<p>BSE発症牛、検査陽性牛はむろん、検査陰性のBSE感染牛でも確実にSRM除去をおこなっても、異常プリオンたん白質を完全に除去したとはいえない。確実に完璧にSRM除去をおこなっても、異常プリオンたん白質を完全に除いたとはいえないというSRM除去の限界を明示する文言を付け加えてください。</p>	<p>昨年9月に公表した「中間とりまとめ」において、「せき髄除去工程におけるせき髄の残存、又は枝肉汚染の可能性、ピッシングによる中枢神経組織により汚染の可能性等もあり、と畜場において常にSRM除去が確実に行われていると考えるのは現実的ではないと思われる」とされ、また、「これまでの知見からSRMとされている組織以外に異常プリオンたん白質が蓄積する組織が全くないかどうかについては、SRMを指定した根拠となった感染試験における検出限界の問題やBSEの感染メカニズムが完全に解明されていないことなどの不確実性から、現時点において判断することはできない」とされています。今回の報告案では、中間とりまとめを踏まえ、今後の課題として、「ピッシングの中止に向けて具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」ことや、「せき髄組織の飛散防止、と畜解体方法に関する衛生標準作業手順(SSOP)の遵守については、引き続き徹底することとし、SRM管理措置の有効性について検証していくことが重要である」など指摘をしているところです。</p>

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
69	腸については、昨年、国際獣疫機関(OIE)が策定する規範(コード)が改訂された際にSRMとして新たに加えられましたが、日本では取り入れられていません。腸に関するリスク評価に必要なデータが現在はない状態と考えますが、研究課題と位置付け、リスク評価に必要なデータを収集することを要望します。	現在の改正案では日本と同様に回腸遠位部とされています。また、今回の報告案において、「SRM除去は、我が国における人のvCJDリスクの低減に寄与する重要な対策である」とされ、今後、「ピッシングの中止に向けて具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」ことや、「せき髄組織の飛散防止、と畜解体方法に関する衛生標準作業手順(SSOP)の遵守については、引き続き徹底することとし、SRM管理措置の有効性について検証していくことが重要である」とされています。
70	BSEの感染因子であるプリオンの存在場所の調査や若い牛でも検出できるBSE検査方法の研究、国外では新しく特定危険部位とされた回腸全体の感染性の研究などを進める必要があります。特に、回腸については日本では食品として一般に食べられている部位ですので、早急にリスク評価をお願いいたします	現在までの知見によれば、回腸では遠位部に感染性が認められています。回腸のその他の部分の感染性も含め、国内外で研究が進められており、今後得られる知見に基づき必要に応じて検討を行うこととなります。
71	わが国独自の回腸の取扱い方や、研究の結果明らかになった新たなプリオンの蓄積部位についての記述がなされていない。	
72	扁桃はSRMの一つとして含まれていますが、現在のところ、舌扁桃は除去されず、食用の牛舌として流通されています。舌扁桃のリスクについての評価が必要ですが、今回の諮問に関する審議では、検討課題としては取り上げられませんでした。舌扁桃のリスク評価を実施していただくことを要望します。	今回の報告案は、現在、指定されているSRMの除去に基づき評価を行ったものです。今後、ご指摘の舌扁桃の感染性も含め、BSEに関連する情報の収集に努め、新たな科学的知見が得られれば、必要に応じて検討を行うこととしております。なお、厚生労働省においては、舌扁桃もSRM(特定危険部位)として、除去・廃棄を義務づけています。
73	異常プリオンは特定危険部位以外には必ず存在しないのか。食用となる部分にも存在するのではないのか。	昨年9月に公表した「中間とりまとめ」の中で、「現在の知見では、これらの組織(SRM)にBSE発症牛の体内の異常プリオンたん白質の99%以上が集中している」とされる一方、「これまでの知見からSRMとされている組織以外に異常プリオンたん白質が蓄積する組織が全くないかどうかについては、SRMを指定した根拠となった感染試験における検出限界の問題やBSEの感染メカニズムが完全に解明されていないことなどの不確実性から、現時点において判断することはできない」とされています。また、全ての牛のSRMは除去するとともに、BSE検査で陽性となった牛のあらゆる組織は廃棄処分にされています。その上で今回の報告では、「BSE検査対象牛を全年齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、生体牛におけるBSEプリオンの蓄積度と食肉の汚染度を定性的に比較した結果、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定された。定量的評価により試算でも同様の推定が得られた。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対する食品健康影響(リスク)は非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
74	<p>「評価(案)」では、せき髄組織の飛散防止対策について、「引き続き徹底することとし、SRM管理措置の有効性について検証していく事が重要」と指摘しています。せき髄除去を徹底し、汚染防止をはかるために、背割り前のせき髄除去の徹底をはかるための具体的な対策、除去方法の統一化など衛生標準作業手順の標準化を行うことについて、食品安全基本法に基づく勧告を行うなど、食品安全委員会としての強い意思を示すことを要望します。</p>	<p>今後、報告案は食品安全委員会での審議を経て、リスク管理官庁に対して答申されることとなります。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。</p>
75	<p>ピッシングの廃止は、BSEのリスクを食品から排除するための科学的に証明された効果的な計画を構築する上で、BSE検査よりも重要な部分でなければならない。</p>	<p>ピッシングについては、「食肉のBSE汚染リスクをさらに低減させるために、その中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」ことが報告案の中に書かれています。</p>
76	<p>我が国の7割近くのと畜場において、未だピッシングが行われていることは大きな問題と考えます。</p>	
77	<p>「評価(案)」では、ピッシング廃止について、「具体的な目標を設定した実施計画を作成し、できる限り速やかに進める必要がある」と指摘しています。この指摘を実現するため、現時点でピッシング廃止の障害となっている問題の解決策を厚生労働省に求めると共に、廃止の早急な実現を図るために、食品安全基本法に基づく勧告を行うなど、食品安全委員会としての強い意思を示すことを要望します。</p>	<p>今後、報告案は食品安全委員会での審議を経て、リスク管理官庁に対して答申されることとなります。また、いただいたご意見についてはリスク管理官庁にお伝えします。</p>
78	<p>p.10④ピッシングの項で、海外の報告はピッシングに伴うリスクを指摘している。とのみ記述している。しかし、その文献を読めば、脳のembolieが動脈循環に入り、食肉に蓄積するかどうかについては更なる研究が必要と結論づけている。(血液循環の理屈から言えばどのように食肉に達するか理解しにくい。)厚生労働省が平成14年度に行った「食肉の神経組織による汚染防止に関する研究」では、脳組織のグリア細胞由来の蛋白質を検出する方法により、健康牛223頭について、ピッシングの有無、生前血、放血及び心臓血について蛋白質濃度を比較しているが、いずれも有意差がなかったとしている。中立公正な立場で評価するのであれば、当然negative dataも記述すべきである。</p>	<p>昨年9月に公表した「中間とりまとめ」の中で、①「中枢神経組織が血液を介して他の臓器へ移行するとの報告を受けてEUでは2000年から禁止している」こと、②「一方、我が国においては、厚生労働省はピッシングについてワイヤーの挿入により脳、せき髄組織が漏出し、汚染が発生する懸念や使用する金属ワイヤーの1頭ごとの有効な消毒が困難であることから、中止するよう関係事業者に対して指導しているが労働安全等の観点からピッシングを行わざるを得ない状況を踏まえて禁止されていない」こととされているほか、ご指摘のありました厚生労働省が行った調査について、「ピッシングによる血液中に脳・せき髄組織が混入する」という結論が得られなかったが、ピッシングの実施によりスタンニング孔から脳・せき髄組織が流出し、食肉及びと畜場内の施設等が汚染される可能性がある」とされ、今後、ピッシングについては「廃止も含めさらに検討する必要がある」としています。なお、ピッシングの有無によるリスクについては、ピッシングを実施しなかった場合には、ピッシングを実施した場合に比較して、肉中の脳・脊髄含有濃度が半分以下になるという研究結果(RIDAスクリーン脳・脊髄組織含有テスト)が得られています。(「プリオン病検出技術の高度化及び牛海綿状脳症の感染・発症機構に関する研究班」、平成15年度厚生労働科学研究費補助金、分担研究者 佐々木宏之〔埼玉県中央食肉センター〕)</p>

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
		この「中間とりまとめ」を踏まえ行われた今回の諮問の中で厚生労働省が示した「既にピッシングを中止したと畜場での事例を整理して都道府県等に対し情報提供を行い、と畜場におけるピッシングの中止への取り組みの指導を推進するとともに、と畜場の現状を踏まえつつ、引き続き中止の方針で検討を進める」との方針についてプリオン専門調査会で審議を行い、EUではピッシングは禁止されていること、また、日本では約7割のと畜場でピッシングを実施されている現状を踏まえ、ピッシングによる食肉のBSE汚染リスクを指摘する報告がある一方、その可能性を否定するに十分な知見が得られていないことから、「厚生労働省の方針を重要」とした上で、「食肉のBSE汚染リスクをさらに低減させるために、ピッシングの中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」としたところです。
79	「評価(案)」では、飼料規制の実効性確保について、「具体的な目標を設定し、できる限り早く達成する必要がある」と指摘しています。輸入飼料の交差汚染防止など飼料規制の実効性を確保するために、食品安全基本法に基づく勧告を行うなど、食品安全委員会としての強い意思を示すことを要望します。	今後、報告案は食品安全委員会での審議を経て、リスク管理官庁に対して答申されることとなります。また、いただいたご意見についてはリスク管理官庁にお伝えします。
80	飼料規制後に産まれた牛についても、国内においてBSE発生が確認されています。BSE根絶のため、今後の検討課題として、調査することが必要と考えます。	農林水産省ではこれまでもBSE牛が確認されれば、原因究明のため、その牛に与えられていた飼料等の遡り調査が行われております。プリオン専門調査会におけるこれまでの議論でも原因究明調査を推進すべきとされ、農林水産省において今後より一層の調査の推進が行われるものと考えております。いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
81	報告案8頁の「2. 2主な論点 ①飼料規制の実効性」の文章の内、5行目「輸出国におけるBSE汚染の実態は不明であり、…」の部分、「飼料輸出国におけるBSE汚染の実態は不明であり」とした方がよりわかりやすいのではないかと。	わかりやすくするため、ご指摘のとおり修正させていただきます。
82	飼料対策の要は、BSE病原体プリオンを含む可能性のある組織をすべての動物の飼料から排除することです。交差汚染を考慮すれば、BSE病原体プリオンを含む可能性のある組織の人間を含めたすべての動物の食物連鎖から排除がBSE対策の基本目標だと考えます。	今回の報告案において、輸入配合飼料の原料の届出はリスク低減に有効であること、また、「飼料の輸入業者、飼料製造業者、飼料販売業者及び牛飼育農家に対する検査・指導体制を強化することは飼料規制の有効性を検証するために重要である。具体的な目標を設定し、できる限り早く達成する必要がある」とされています。今後、報告案は食品安全委員会での審議を経て、リスク管理官庁に対して答申されることとなります。また、いただいたご意見についてはリスク管理官庁にお伝えします。
83	現在、輸入配合飼料への規制がなく、BSEの病原体が混入した肉骨粉に汚染された飼料が規制をすり抜けてくる可能性があります。BSE感染原因の牛の肉骨粉が混入する可能性がある輸入配合飼料に対する規制対策を講じることを強く要望します。	
84	小売段階に至るまでのトレーサビリティの確立が必要と考えるが、そのあたりに踏み込んでいない。	
85	牛飼育農家段階については、「評価(案)」の指摘に沿って検査・指導体制を強化し、飼料規制の管理が徹底されることが必要と考えます。	今後、報告案は食品安全委員会での審議を経て、リスク管理官庁に対して答申されることとなります。また、いただいたご意見についてはリスク管理官庁にお伝えします。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
86	<p>調査研究はBSE根絶の観点でやっていただきたい。 BSE根絶に向け、特にBSE発症のメカニズムについての研究は今後も積極的にやっていただきたい。</p>	<p>報告案の中で、BSEに関する調査研究については、より感度の高い検査方法の開発、SRM汚染防止等のリスク回避措置の有効性についての評価方法の開発、動物接種試験によるBSEプリオンたん白質の蓄積メカニズムの解明等に向けた研究とともに、基礎研究のみならず、リスク評価に必要なデータを作成するための研究が推進されるべきとされています。また、リスク評価の基本となる科学的知見に関して、今後、新しいデータ、技術革新等が得られた場合に評価の見直しを行う必要があるともされています。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。</p>
87	<p>選択できるようにすればよいという意見もあるが、判断できない子供が食べる可能性や、加工されていて気付かずに食べてしまう可能性があり、完全に選択できるか疑問である。</p>	<p>今回の報告案には消費者が選択できるような対策について盛り込まれていないことから、ご指摘の点については、今回の意見募集の対象外です。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。</p>
88	<p>「評価(案)」の「おわりに」に述べられている通り、SRM除去や汚染防止対策がと畜場によってばらつきがあり、具体的な改善の目途が示されていません。飼料規制なども改善すべき課題が残っている現状にあります。併せてBSE問題は科学的に不明確な点が多く、利用できるデータも少ないことなどを踏まえ、リスク管理措置の変更については慎重に行う必要がある旨をリスク管理機関に意見として述べる事を要望します。</p>	<p>今後、報告案は食品安全委員会での審議を経て、リスク管理官庁に対して答申されることとなります。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。</p>
89	<p>飼料を輸入に頼っていることや、人のミスや偽装により、今後も曝露が高い感染牛が出てくる可能性がある。現に、動物油脂の蛋白質混入量の違反や、植物性飼料からの動物性蛋白や骨の検出が報告されている。1mgの危険部位で牛が感染することが判明している以上、規制を緩和することは反対である。</p>	<p>ご指摘の点については、リスク管理に関わることであり、今回の意見募集の趣旨とは異なりますが、適切なリスク管理措置が講じられるように、リスク管理官庁にお伝えします。</p>
90	<p>米国産牛肉については、月齢の判定方法や、飼料の管理、SRMの完全除去などに強く疑義がもたれています。/ アメリカではBSE対策が不備である。月齢がはっきりしていないし、あれほどの頭数の割にBSE感染牛が少なすぎる。/ 米国産牛肉は一頭ごとの識別システムもなく、飼料の規制や危険部位の除去の不十分さも指摘されています。/ 米政府職員労組関連の食品検査部全国評議会のペインター議長によれば、米国の食肉加工工場では、現実には危険部位の除去作業を確実に行うことはできないとして、農務省に告発している。/ アメリカのBSE対策は、検査率が0.7%、危険部位の除去は30ヶ月齢以上のみであり、肉骨粉はいまだに豚、鶏に給与されており牛への交差汚染の可能性を残しています。牛の月齢判断も目視で肉質や骨格から推定するというあいまいなものです。/ 3月にはアメリカ会計検査院が「牛のエサにBSE感染源である肉骨粉が混入する可能性を指摘し、『リスクを実態よりも低く見積もっている』との報告書をまとめました。</p>	<p>今回の報告案は、国内のBSE対策の見直しに係るリスク評価を行ったものです。なお、今後、輸入牛肉のリスク評価を行う場合には、中立公正な立場から、科学的な議論を尽くしてまいります。いただいたご意見等については、リスク管理官庁にお伝えします。</p>
91	<p>最近来日したアメリカ大手食肉処理場の労働者が、目視で肉質を判定することは事実上不可能と述べている。また肉質評価はあくまでも肉の品質レベルを示すものに過ぎず、本来月齢を判定する手段ではない。</p>	

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
92	<p>少しでも危険のある肉は絶対輸入禁止を強く希望します。/疑わしきは輸入せずにしていただきたいと思います。/</p> <p>米国牛肉の輸入につながる今回の答申には絶対に反対である。/全頭検査が緩和されアメリカから輸入牛肉が自由に入るようになれば、もう牛肉を食べられません。/</p> <p>米国からの牛肉輸入が再開されても我が家では決して購入しません。/もし米国の牛肉が解禁になれば学校給食や、様々な食品にもその関連物が使われることになります。自分の力でそれらを完全に摂取しないようにすることは不可能です。/</p> <p>安いアメリカ産牛肉が輸入されると、国産と偽って販売される恐れがある。アメリカ産牛肉を避けようとしても避けられなくなるのが不安です。/</p> <p>40カ国がアメリカ産牛肉を輸入禁止しており、日本が率先して輸入解禁の道に踏み出すなどは世界にも迷惑限りなし。/</p> <p>アメリカとの輸入交渉で病原体曝露量の不明なアメリカの牛を月齢を区切り輸入するという、非科学的な方針を決めたことが理解できない。曝露量が高い場合は20ヶ月齢牛での「発症」も既に報告されている。アメリカの牛は交差汚染や飼料管理について会計検査院からの問題提起報告書が出ており、危険部位除去などでも告発が続いている。月齢区切りはBSE対策の根本的な解決策にはなり得ない。BSEの危険性は月齢には依存せず、曝露量や感染時期に拠るといのが科学的判断と、食品安全委員会の議事録や資料に記載されている。牛は極微量で感染することが判明し、人間の感染閾値はまだ判明していないが、サルが50mgという極微量で感染していることから、BSE防疫は、感染牛・および感染物質を国内に入れないことが肝要である。</p>	
93	<p>今回の答申案が直ちに米国産牛肉の輸入再開に結びつくことのないように強く求めます。/</p> <p>アメリカ産牛肉輸入を再開するためには、アメリカ産牛肉そのもののリスク評価が必要である。/</p> <p>「評価(案)」の「おわりに」では、「今後諸外国におけるBSE感染リスクの評価を行う際には、総合的な評価を行うための多様なデータの存在が必要になる」と記載されています。米国産牛肉の輸入再開問題の検討にあたっては、「評価(案)」にある様に、米国にデータを求めるとともに現地の実態調査なども行い、評価に必要な多様なデータに基づく総合的なリスク評価を行う旨を明示することを要望します。/</p> <p>今一番求められているのは調査委員会の方々の机上の議論ではなく積極的に米国の牛が実際どのくらい狂牛病の割合があるのか検査、調査し、その実態を踏まえて今後の方針を議論するべきだと思います。</p>	
94	<p>示された評価(案)の中では、日本では20ヶ月齢以下の若齢牛は約12%であり、リスクは相当低くなると予測している(p.7)が、実際的な意味でのリスク評価をするならば、現状のアメリカ牛の育成および畜状況の中で、今後、日本に輸入され、検査されずに流通する若齢のアメリカ牛を含めた、日本におけるBSEリスク評価を行うべきではないのか</p>	

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
95	<p>アメリカが日本に輸出したければ日本と同じ基準で全頭検査をはじめ、特定危険部位の除去や肉骨粉の飼料からの隔離を実施すべきです。/アメリカからの輸入牛肉については全頭検査を必ず行い、安全であることを確認してから輸入した方が良いと思います。/</p> <p>米国が全頭検査や日本向け牛製品すべてにBSE検査を行わない限り、米国産牛製品の輸入再開など絶対に行ってはならない。/しっかりと安全が確保保証された中で輸入解禁を望みます。/</p> <p>アメリカ産牛肉については、国内産と同様の措置を求める。/国民の健康を守る立場から、日本の検査基準を米国に強く訴えてください。/</p> <p>狂牛病はアメリカに今多く存在するということを前提に考えていくことだと思います。もし米国の牛肉が安全なら、全頭検査をとにかくやってみてそれを実証してほしいのです。全頭検査をしない限り、どう考えても安全だとは思えないからです。輸入再開にあたってはとにかく全頭検査として下さい。</p>	
96	<p>脳で調べる現在の検査法より、腸で検査する方法の方が優れており、脳で調べると二十ヶ月ぐらいの牛からしかプリオンが発見されませんが、もともと口から摂取されるので、消化器でリンパ組織の発達している腸からですと、それより感染の早い段階でプリオンが発見できます。</p> <p>12ヶ月ぐらいになりますと脳からではプリオンを確認できない場合はあっても、腸からならよく見つけられます。</p> <p>アメリカの牛とか海外からくる牛とか日本が輸入する牛は安易に考えずに12ヶ月の腸で検査してから輸入するのが本当だと思います。</p>	
97	<p>今回の全頭検査の見直しは米国からの牛肉輸入禁止措置の解除の圧力に応えるタイミングで出されたものであることは明らかです。/アメリカの圧力に屈して、牛肉の輸入再開をしないよう、強く要請します。/アメリカからの圧力、外食産業の保護のため、輸入を再開するのは、国民の生命の安全を無視したやり方である。/もうこれ以上、国民を苦しめて、米国のいいなりになるのはやめて下さい。</p>	
98	<p>米国産牛肉の早期輸入再開に至るようにご努力をお願いします。/早い時期に輸入を再開してほしい。安くて美味しい牛肉を早く食べたい。/安くて美味しい牛肉を待ち望んでいる国民が大勢いることも忘れてはならない事実なので.../(ヤコブ病の)潜伏期間が長いことを考えれば、安価で美味しい米国産牛肉を食べた方が得と考える。/</p> <p>高価な国産牛肉はとでも食べられませんか。せめて安価な外国産の牛肉を月に一度か二度食べるのが精一杯です。現にアメリカの牛肉は世界の人々が安心して食べておるではありませんか？速やかに輸入すべきです。/</p> <p>カナダとアメリカでのBSE対策が日本としては受け入れられない方法なのではないでしょうか。/世界で一番の科学者が集まりBSEの研究歴史が長いOIEの規準に、なぜ合わせる事ができないのでしょうか。グローバルスタンダードに合わせた牛肉輸入早期再開を望みます。/</p> <p>国内でBSEが出た時、牛たんは安全な部位と農水省からポスターが来たのに、何故全面輸入禁止なのか納得いかない。牛たんの部分輸入とか出来ないの？俺たちは何の保障も無い。国内の酪農家、生産者保護としか考えられない。牛たんの値段も高騰、商社ばっか設けてる。食いたくないやつは食わなければいい、今の世の中に完全に安全と言い切れる食べ物自体あるのか？献血だって足りなくなってすぐ解禁。何故安全とされてる部位まで輸入禁止なのか。</p>	

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
99	<p>物品の購入判断は国民一人一人の権利です。/ 私個人としては輸入再開されれば、購入または外食をする意思はあります。 輸入食品の危険性の指摘のある中、店頭に並んでいる昨今、消費者が選ぶ時代かと思えます。/ アメリカ産牛肉を使用したものは精肉、加工食品、惣菜総てについてアメリカ産である旨を表示して、後は消費者の判断に任せれば全ての人々が満足できる。アメリカ産牛肉を解禁して、その旨を表示して販売させ後は消費者の判断に任せればよい。/ 消費者には、選択する権利がある。つまり、米国から輸入された牛でも、それがイヤな人は買わなければいいのだ。買いたい人は買ってほしい、と言うような選択肢があるはずなのに、その選択肢すら奪われてしまっているとなれば、日本は本当に自由な国なのですか。/ 世界的なレベルでの常識的基準で安全性が確保できれば輸入再開をし食べるか、食べないかは「自己責任」とすれば良いと考える。/ BSEの検査をしていない牛と検査済みの牛はシールを貼り分けて下さい。又調理した物品も食べる前にわかるようにきちんとすれば、一日も早く輸入しても良いと思います。/ 流通などで産地偽装防止厳格化は必要。食の安全を重視して、国産を選ぶか、輸入を選ぶかを消費者が選択すべきである。</p>	
100	<p>報告書に従うならば、国内外産の牛肉の流通は、いずれも以下の条件を満足したものに限るべきだと思います。 (1)20ヶ月未満の牛:ELISAテストなしで流通可。ただし、牛の戸籍が存在し、個体の識別が可能であることが条件。また、統計データ取得を目的としたELISAテストを一定頻度で実施 (2)21ヶ月以上の牛:産地に関係なくELISAテストで陰性となったもののみ流通を認める。</p>	
101	<p>日本の国内スーパーでは、例えば、田舎でも牛肉の生産者や、生産者の顔が見えるようにパソコンでつながっております。消費者にはとても安心な制度です。このような素晴らしい制度を輸入品にも該当させて欲しい。</p>	
102	<p>カナダでは、ほとんどの肉牛生産者はBSEの全頭検査に賛成しています。ただ、カナダ政府がアメリカを差し置いて全頭検査に踏み切り、アメリカの機嫌を損ねることはできないという見方をしているのが、一番の障害となっています。(しかし、現在では、いくらアメリカの要求を満たしても、相手は要求を変えるか、更なる要求をしてくるかで、貿易の復元は難しいということを政府自体も認識しはじめています。)先日、カナダ政府はアメリカ以外に市場を見つけることが必要であり、BSEの検査をすることによって市場を得られるなら、生産者には検査をする権利があることを認めました。私は、日本の顧客の要望基準に応じて飼育、加工、検査、精肉運搬を日本に向けて供給したいというグループを代表しています。二カ国間の貿易は、それぞれがお互いの立場を尊敬しながら、商品やサービスが行き交うものであり、一方的な圧力によって支配されるべきものではありません。私たちは、日本の顧客の要望を満たすための肉を育て、要求されるすべての検査をし、直接取引をしたいと考えております。</p>	
103	<p>報告書を見る限り、BSEの危険性は世界中に拡散している可能性が大であり、報告書にあるように、必ずしも原因が明確でないのであれば、地域による安全・不安全は判断できないと思います。特に、ELISAテストの頻度が少ない地域では、プリオン病"発症"牛がいないことと、BSEの安全性は同義でないと思います。従って、今後行われる対策は、日本国内やアメリカ等に対してだけでなく、オーストラリアその他の地域に対しても公平なルールを適用すべきと考えます。</p>	

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
104	<p>現在メキシコより輸入している牛肉は、出所はアメリカではないのですか？ そうなると、完全にスルーしているのではないのですか？</p>	<p>今回の報告案は、国内のBSE対策の見直しに係るリスク評価を行ったものです。なお、今後、米国産牛肉のリスク評価を行う場合には、中立公正な立場から、科学的な議論を尽くしてまいります。また、いただいたご意見はリスク管理に関することであり、リスク管理官庁にお伝えします。</p>
105	<p>全頭検査をすればとりあえず安全、しないと食の安全が守られないというような誤解を招くような報道が多いように思われます。</p>	<p>これまで、食品安全委員会では、懇談会を開催するなど報道機関も含めた関係者との意見・情報の交換をしてきたところです。引き続き、報道関係者も含めた関係者へのBSEに関する正確な情報提供に努めてまいります。</p>
106	<p>BSE問題が長引いたのはリスクコミュニケーションの開催の仕方、内容の説明が悪かったと思います。 国民の方々にリスクについての啓蒙をするにあたって、大学の専門講義を聴いているようではなかなか理解しにくい点が上げられます。 又、リスクの話だけが耳に残り、BSEがとてつもなく危険な物に感じられたことも言えます。 なぜリスクコミュニケーションでリスクベネフィット(比較論)等の国民に分かりやすい形で進められなかったかが非常に残念でなりません。</p>	<p>BSEのみならず、リスク評価は科学的に正確であることがまず重要であり、各専門調査会が取りまとめる様々な評価の内容は、用語も含め専門的で一般的には非常に難解なものになりがちです。このため、食品安全委員会としては、評価の考え方のポイントなどをなるべく理解しやすいものにまとめて関係者の参考にしていきたいと考えています。特に、今回の我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価(案)については関係者の関心が高いことから、重要と思われるポイントを取りまとめたものをホームページ上に掲載いたしました。今後とも、分かりやすい資料、意見交換の場の提供に努めたいと考えております。 また、疑問な点などは、「食の安全ダイヤル」まで連絡いただければ、調査の上、お答えしておりますのでご遠慮なくご利用下さい。</p>
107	<p>日本のと畜場および加工場も一般消費者への見学を開放し、SRM除去が重要であるとの認識を持ってもらうような、ビジュアルな活動を促してほしい。</p>	<p>これまで全国各地で開催してまいりました意見交換会においても、リスク管理機関の説明資料等では、写真を活用するなど、わかりやすい説明に努めてきたものと考えております。いただいたご意見のように、今後もBSE対策におけるSRM除去の重要性について、ご理解いただけるような方法を工夫してまいりたいと考えております。なお、いただいたご意見はリスク管理機関にお伝えいたします。</p>
108	<p>BSEのリスクやその対策の見直しについては、一部のマスコミ等に見られるように、全頭検査緩和の問題や米国産牛肉の輸入再開に関する報道のみが突出している状況にあります。そのため、国民の間に情報が総合的に伝わっておらず、リスクへの不安や行政への不信につながっている面があります。 貴委員会におかれましては、BSEのリスクやその対策に関する情報が国民の間に総合的に伝わり、理解が深まるよう、リスクコミュニケーションを通じてなお一層の努力を行っていただく必要があると考えます。</p>	<p>食品安全委員会ではこれまで、国内のBSE対策の見直しについて評価するとともに、その内容について説明してきたところです。今後とも、適切に国民の皆様へ伝えるよう、ホームページ、広報誌、食の安全ダイヤルなどを通じた情報提供、評価案件ごとの意見・情報の意見の募集、意見交換会を通じた意見・情報の交換など食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを必要に応じて実施してまいります。</p>

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
109	(牛肉が)食前にくるまでの経緯をもっとオープンにし、知ってもらわなければ、安心してのどを通す事に(一般消費者は)ますます抵抗感を覚える。	食品安全委員会ではこれまで、国内のBSE対策の見直しについて評価するとともに、その内容について説明してきたところです。今後とも、適切に国民の皆様には伝わるよう、ホームページ、広報誌、食の安全ダイアルなどを通じた情報提供、評価案件ごとの意見・情報の募集、意見交換会を通じた意見・情報の交換など食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを必要に応じて関係省庁とも連携を図りつつ実施してまいります。
110	BSE対策について、より実効性のある周知を行っていただきたい。	
111	パブリックコメント等を通じて消費者との積極的なリスクコミュニケーションを図る姿勢は評価します。しかし、今回のようにマスコミにより全頭検査緩和や米産牛肉の輸入再開に関する情報に偏り、総合的な情報が公正に伝わっていません。委員会として国民に対して情報が総合的に伝わるようにリスクコミュニケーション機関とともにコミュニケーション媒体について双方で検討していく必要があると考えます	
112	「評価(案)」では、審議の基本方針として、「消費者の信頼を確保するために、リスクコミュニケーションで提起された問題点を検討し、リスク評価にもとづく見解に反映させる努力が必要」と掲げています。これまで意見交換会等で出されてきた意見について、貴委員会として十分な検討を行い、その結果を回答・説明することや、今回の審議内容に関する国民への判りやすい説明等を行うなど、説明責任をきちんと果たす事を要望します。	全国で開催した意見交換会で参加者からお出しいただいたご意見やご質問については、すべてプリオン専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会に公開資料として提出し、委員、専門委員にご報告しています。 また、今回の我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価(案)については、重要と思われるポイントを取りまとめたものをホームページに掲載いたしましたのでご参照下さい。
113	(BSEの)病気としての早期発見等、病状の説明不足と又、一般的に理解を得られるように新聞紙上で十分に説明される必要性を痛感します。/今後いろんな場でリスクコミュニケーションを進めていっていただきたい。	食品安全委員会では、意見交換会等を通してBSEに関して分かりやすい説明を行うよう努めてきたところです。引き続き、引き続き、ホームページ、広報誌、食の安全ダイアルなどを通じた情報提供、評価案件ごとの意見・情報の募集、意見交換会を通じた意見・情報の交換など、正確でわかりやすい情報提供に努めてまいります。併せて報道関係者へのBSEに関する正確な情報提供に努めてまいります。
114	広く意見を求めるためのサイトへのアクセスし難いように思われます。	
115	BSEに関して消費者の不安を払拭するために、消費者の目線にそった内容でのリスクコミュニケーションが望まれます。意見交換会等にあつては、説明や説得に終始することなく、消費者の声を聞く姿勢を持ち、また消費者の声がどのように反映されたかわかるような、透明性の高いリスクコミュニケーションを希望いたします。特に全頭検査を緩和するなど施策の後退と思われるような内容については徹底したリスクコミュニケーションのもと、消費者の安心が揺らぐ事のないようお願いいたします。	
116	厚生労働省及び農林水産省に対し、SRM除去、飼料規制等のBSE対策の実施状況について定期的に報告を求め、その評価を行い、国民に公表(リスクコミュニケーション)していただきたい。	BSEのみならずリスク評価に係る事項について必要に応じて、公開で行われている食品安全委員会において、リスク管理機関から報告を受けております。引き続き、委員会の運営に当たって、リスク管理機関と連携しつつ、リスクコミュニケーションについても連携して進めてまいります。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
117	昨年度全国数箇所で開催された食品に関するリスクコミュニケーションでは、全頭検査を求める意見が参加者から多数あったにも関わらず、それらの意見を十分反映された審議結果となっておらず、リスクコミュニケーションでの意見を適切に反映することを強く要望する。	リスク評価は、「多数決(数の大小)」で行われる性格のものではなく、あくまで科学的知見にもとづいて行うことが原則です。全国で開催した意見交換会で参加者からお出しいただいたご意見やご質問については、すべてプリオン専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会に公開資料として提出し、委員、専門委員にご報告しています。このような積み重ねにより、今回の評価内容は、リスクコミュニケーションの成果を十分に反映したものになっていると考えております。
118	「評価(案)」のパブリックコメントに寄せられた意見がどのように検討され、反映されていったのかについて国民に分かりやすく説明を行ってください。	パブリックコメントに寄せられたご意見をはじめ、全国で開催した意見交換会で参加者からお出しいただいたご意見やご質問については、すべてプリオン専門調査会の専門委員にご報告しています。このような積み重ねにより、今回の評価内容はリスクコミュニケーションの成果を十分に反映したものになっていると考えております。
119	肉骨粉に汚染されているかで問題を見る限り、雌牛は危険である。その事情は日本も米国もさして変わらない。日本は肉骨粉を禁止してから2年以上経っているから雄牛に関してはBSE検査は不要であると思う。	我が国でこれまでに見つかっているBSE陽性牛17頭のうち、雄牛は21,23ヶ月齢の2頭が確認されています。現時点において、雄牛にはリスクがないと評価するだけの十分な科学的根拠はないものと考えます。
120	欧米では牛肉をKg(4~5Kg)単位で買うことが多く、日本では牛肉を200~500gのg単位で買います。これは一匹のBSEの牛の牛肉が国民に散布する率が10から15倍となります。その危険率が加味されているのでしょうか。	食の安全に「絶対」はなく、どんな食品であってもリスクは存在することを前提として、それを制御することによって消費者の健康を保護する手法(リスク管理手法)が有効であると考えます。食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省から、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合の食品健康影響(リスク)について評価を求められ、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般、報告案を取りまとめたところです。この報告案の中で、「BSE検査対象牛を全年齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、生体牛におけるBSEプリオンの蓄積度と食肉の汚染度を定性的に比較した結果、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」~「非常に低い」と推定された。定量的評価により試算でも同様の推定が得られた。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対する食品健康影響(リスク)は非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。今後、食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価の結果を踏まえ、厚生労働省及び農林水産省において管理措置について検討、最終判断が行われます。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
121	食品安全委員会が政治的圧力による拙速な結論を出すならば、消費者・市民の食に対する信頼は完全に失墜してしまいます。	プリオン専門調査会は、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて以来8回にわたって調査会を開催し、中立公正な立場から、科学的な議論を尽くし、報告案を取りまとめたところです。
122	拙速なリスク評価によって、食品安全委員会に対する消費者の信頼が失墜しないよう慎重な審議と答申を強く望むものである。	
123	拙速なリスク評価によって、食品安全委員会に対する国民からの信頼が失墜することを強く懸念する。	
124	食品安全委員会が、日本国民の立場にたつて慎重な審議を続けることを強く要望します。	
125	討議に時間がかかるのは問題だと思います。/審議手順があまりにも遅い。/BSEに対する現在の食品安全委員会の対策がなぜこれほど長期にわたっての調査が必要なのか不思議に思います。/ほかにやることがたくさんあるはずなのに、牛肉だけ安全か安全じゃないか、議論している。本当にBSE問題をいつまでも厳しくチェックするならば、それはそれでよい。しかし、もしもそうならば、他の食べ物の食の安全も厳しくチェックしてもらいたい。/食品安全委員会は報告や評価書を出す前に、何のために存在する機関で、食の安全に対してどのような姿勢を持っているのかを今一度国民の前に明らかにすべきである。	プリオン専門調査会は、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて以来8回にわたって調査会を開催し、中立公正な立場から、科学的な議論を尽くし、報告案を取りまとめたところです。なお、審議に当たっては、座長が座長代理と相談して報告案を作成、各専門委員に修正意見を求めるために送付するとともに、提出された意見を反映した修正案を作成し、それが会議資料として会議当日に審議されるために一定の時間を要します。
126	食品安全委員会のプリオン調査会はその点(肉を食すべき上で注意しなければならぬのは、ウシからヒトへの感染ということ)を認識し、議論が遅れたことを十分に認識してもらいたい。	プリオン専門調査会は、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて以来8回にわたって調査会を開催し、人に対する食品健康影響(リスク)について、中立公正な立場から科学的な議論を尽くし、報告案を取りまとめたところです。
127	政治問題化すれば最後は政府が判断するしかない。くれぐれも責任を食品安全委員会に押しつけないことである。	食品安全委員会プリオン専門調査会は中立公正な立場から科学的な審議を尽くしてまいりました。ご指摘の点については、今回の意見募集の趣旨とは異なります。なお、ご意見については、リスク管理官庁に伝えます。
128	食肉は国際的な流通品であり、今後は国際的基準との整合性に特に配慮するようにお願いします。/国際基準であるOIEの規準を重くみるべきだと思います。	今回の報告案をまとめるに当たって、国際基準等についても考慮しています。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
129	イスラム教国では、その国の消費者の大多数がイスラムの戒律に適合しない方法で屠畜された家畜や鶏を不浄として食用しないので、国際安全基準において、食用の安全性に問題の無いものも、輸入国側の信条により輸入されることはありません。直接人命に関する衛生問題でないイスラム教国への国別の対応が国際的な承認を得ているのに、なぜ日本のBSE対策が不当貿易としてWTOに訴えられなくてはならないのか納得がいきません。	いただいたご意見については、今回の意見募集の趣旨とは異なります。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
130	食品にどのようなものが使われているかを表示することを法整備してほしい。	ご指摘の点については、今回の意見募集の趣旨とは異なります。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
131	OIEは獣疫対策の機関であって、人の感染症についての責任機関ではない。OIEの基準を安易に受け入れないで戴きたい。	プリオン専門調査会では科学的知見に基づき議論を行うこととしており、OIE基準についても考慮に入れた検討が行われますが、OIE基準を科学的に検討することなく受け入れることはありません。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
132	牛と別の種類(羊肉など)の原生のプリオンの感染にも触れてほしい。	今回の報告案は牛肉を介して人がBSEプリオンに感染するリスクについて評価を行ったものであり、いただいたご意見は検討の対象外です。なお、羊スクレイビーについてはこれまでの科学的知見から人には伝達しないとされています。
133	欧米人と日本人との人種の違いによるBSEに対する「感受性」のような、体質の違いがあるのではと危惧されるのです。欧米人、例えばイギリス人とくらべ日本人がBSEに対し発症しやすいということはないのでしょうか。おなじ「BSE」を摂取したとして、その後の経過が日本人とイギリス人とで違い、日本人の方が発症しやすい遺伝的素因を持った人の割合が高い、という報告があるとも聞いております。	昨年9月に公表した「中間とりまとめ」において、「英国で報告されているvCJD患者の遺伝子型は、輸血を介した感染の例を除き、プリオンたん白質遺伝子のコドン129がメチオニンの同型遺伝子型であり、この遺伝子型を有する人は他の型の人に比べ、vCJDの潜伏期がより短く、かつ感染性がより強い、又はそのどちらかであるとの指摘がある」とされています。その遺伝子型を持つ割合はヨーロッパ人が約40%に比べ日本人は90%以上であるとされています。プリオン専門調査会では、こうした議論を踏まえ、今般の報告案を取りまとめたところです。
134	変異型クロイツフェルトヤコブ病について、日本人の遺伝子の特徴についての配慮に欠けている。	
135	BSEの発生リスクについては、研究領域と考えられる領域も含めて非常に細かく議論されたが、やはりBSE発生リスクによるvCJDのリスク変化についても言及すべきであったと思います。/なぜ食品のリスク表記をしないのかがわからない。リスク表記をすれば絶対に牛肉が安全であることが一目でわかるはず。	今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受け、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合の食品健康影響(リスク)について食肉のBSEプリオンの汚染率、汚染量を比較することによって、評価を行ったものであり、いただいたご意見のような人のBSEプリオンへの感染リスクについての推定は行っておりません。
136	27ページ 一番下の行「3歳未満では0.3~1.5頭以下となり、…」とあるが、単位は出荷又はと畜頭数の%の表示になるのでは？	毎年、と畜場において牛がと畜される頭数が約125万頭として、そのうち3歳未満でBSE陽性となる牛の数が0.3~1.5頭であることを表しています。
137	BSEが発生した国から生体牛の輸入を禁止しているが、2003年7月以前に輸入された生体牛におけるBSE侵入リスクは「無視できる」としてよいのか。	報告案では、2003年7月以前に輸入された牛による侵入リスクを「無視できる」と評価しているわけではありません。生体牛のBSE感染度に影響を与える項目として生体牛等による侵入リスクがありますが、BSEが発生した時点で発生国からの生体牛等の輸入を禁止しており、2003年7月以前に輸入された牛が原因で2003年7月以降に生まれた牛がBSEに感染するリスクは、SRM除去、飼料規制等のリスク低減措置が講じられたことを総合的に考慮すれば、「無視できる」と考えられます。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
138	日本人が感染発症する確率は、死亡牛まで含めた検査体制が整う前の潜在BSE牛を含んでいない数値で算定されている。この不適切な基準で議論しようとしているのがそもそも間違いだと思ひます。	今回の報告案では、人のBSE感染リスクについて食肉のBSEプリオンの汚染度を指標として定量的に推定していますが、報告案の28ページにあるように、推定に当たっては、不確実性をできる限り小さくする観点からできる限り有効な定量的データを用いることとし、不確実性の大きいデータを使う場合には、最も悲観的なシナリオとなるよう配慮しました。
139	BSE関連施策実施前の牛を対象にリスク評価を行うべき。/ 2003年7月以降生まれの牛をBSE検査の対象とした根拠はあるか。	今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受け、現時点におけるBSE対策の下で、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合の食品健康影響(リスク)について評価を求められたことから、2003年7月以降に生まれた牛を対象にリスク評価を行ったものです。
140	専門調査会委員各位のご尽力により、極めて有用な報告書にまとめられていると思ひます。しかし、本報告書におけるリスク評価は、現状では「日本で出生し、肥育された牛に関する」ものに限定されるのであれば、リスク評価結果にはその点が明記されておらず、誤解を生じやすい表現になっていると思ひます。	今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて、現状のBSE対策において、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を行ったものであり、ご指摘のとおり国産牛を対象としたものです。
141	報告書に示されるように定量的表現は難しいと思ひますが、国として「日本国民に対するプリオン病のリスクをどこまで許容し、許容しないのか」を、たとえ定性的であっても明確にすべきです。この点が明確にならないと、今後、日本がどのような対策をとるにせよ根拠が明確とならず、国内外の理解を得ることは難しいと思ひます。	食品安全委員会プリオン専門調査会は中立公正な立場から科学的知見に基づき食品健康影響評価(リスク評価)を行うことをその使命としており、今回の報告案では、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を行いました。ご指摘のような、リスクが許容されるかどうかはリスク管理官庁が施策を決定する際に考慮される要素ではあっても、リスク評価の対象ではありません。いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
142	vCJDの感染を防止するのは、化学的なBSE検査だけでなく、統計的手法を用いる疫学検査も重要です。疫学検査は公衆衛生上重要な検査です。本家英国のデータや日本のBSE検査データで将来を判断する疫学検査を加えることが科学的な判断と言えるのではないのでしょうか。	今回の報告でも、英国等における飼料規制とBSE確認頭数の相関関係から飼料規制の有効性について推定する等疫学的な検討を行っています。
143	1980-96年の英仏渡航者は献血を禁止されているが、プリオン病が血液を介して感染する可能性があるからではないのか。/現在行われている、英国への滞在者に対する献血禁止の措置とのリスクの大きさの点での整合性についてはどのようになっているのか教えていただけませんか？	今回のリスク評価の対象とはなっていません。なお、人から人への感染については、別途、リスク管理官庁(厚生労働省)において措置が講じられており、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
144	異常プリオンはタンパク質であるから、牛、豚、羊等の動物を汚染するばかりか魚までもその可能性があるのではないのか。	これまでの知見によれば、魚にはBSEプリオンの感染性は確認されていません。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
145	EUの現状の検査体制や年間の患者発生件数を知りたい。	ご質問については、今回の意見募集の趣旨とは異なります。なお、ご質問のEUの検査体制については欧州委員会のホームページ ( <a href="http://www.europa.eu.int/comm/food/food/bio_safety/bse/annual_reps_en.htm">http://www.europa.eu.int/comm/food/food/bio_safety/bse/annual_reps_en.htm</a> )、また、vCJD患者数については英国保健省のホームページ ( <a href="http://www.dh.gov.uk/">http://www.dh.gov.uk/</a> ) からそれぞれ入手できます。
146	オーストラリア産にはBSEが発生しないことは、優れたノウハウがあるのか	ご質問については、今回の意見募集の趣旨とは異なります。なお、ご指摘のとおり、オーストラリア産の牛ではBSEが確認されていませんが、その理由については検討を行っておりません。
147	感染牛の処分の方法はどうか？	検査によってBSE陽性であると確認された牛については、すべての組織が廃棄処分とされ、食用はもちろん、飼料用、肥料用にも利用されません。
148	脳髄や脊髄などの異常プリオンがたくさん含まれている部位だけ除去すれば後の肉は安全だと言われていますが、何らかの間違いで、安全であるとされる肉に、脳髄や脊髄から出た血が付着したまま消費者に出回る恐れはありませんか。	ご指摘の点については、昨年9月に公表した「中間とりまとめ」において、「せき髄除去工程におけるせき髄の残存、又は枝肉汚染の可能性、ピッシングによる中枢神経組織により汚染の可能性等もあり、と畜場において常にSRM除去が確実に行われていると考えるのは現実的ではないと思われる」とされており、現状においてSRM除去のみをもって食肉の安全性が確保できるとは評価されていません。また、報告案では、「SRM管理に関する施策の遵守状況と適切なSRM汚染防止方法の実施状況を確認するため、と畜場における実態調査を定期的実施することはリスク回避に有効である。食肉のBSE汚染リスクをさらに低減させるために、ピッシングの中止に向けて具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」等とされています。
149	BSEに人が感染するリスクは何%ですか？水質汚染による魚を食して人に影響する%とどちらが高いか教えてください。	今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を行ったものであり、いただいたご意見とは内容が異なります。
150	そもそも肉骨粉を使わなければ営利が挙げられないほどの過剰な効率主義がはびこり、不当に安い牛肉が食べられるいまの状況を根本的に見直さなければならないという警告なのだと考えています。	今回の報告案に対する意見募集の趣旨と異なります。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
151	<p>いったいどれくらいの量のBSE感染牛の肉を食べれば、どのくらいの割合で発病者(死者)が出るのか(高齢のプリオン存在量の多い牛で、年間何頭分を100年間等食べ続ければどのくらいの死者が出るのか。発ガン率等他のものと同等のレベルで)。</p>	<p>今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を行ったものであり、いただいたご意見とは内容が異なります。なお、どれくらいの量のBSE感染牛の肉を食べれば発症するかについては現在の知見では明らかになっていません。</p>
152	<p>食衛法第四条との整合性も検討願います。  本論:食衛法第四条第三項には「病原微生物により汚染され、又はその疑があり、人の健康を害する虞があるもの。」は「販売し、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。」と定められております。  しかるに、本審議結果案の結論として、「(人の健康に悪影響を与えるプリオンの)汚染度は無視できる～非常に低い」とされております。これは法で言う「疑いがある」ものに相当するものと考えます。また同条の第二項には「但し、人の健康を害する虞がない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。」との例外規定が定められておりますが、第三項には、その例外規定も記されておられません。科学的に「ほぼ安全」と結論づけられても、法的には販売等出来ないものと考えられますが、如何なものでしょうか?</p>	<p>今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を行ったものです。いただいたご意見については、法的な取り扱いに関するものであり、リスク管理官庁にお伝えします。</p>